第二条第百五十一号を同条第百六十号とし、同条第百五十号を同条第百五十九号とし、同条第百四十九号を同条第百五十八号とし、同条第百四十八号を削り、同条第百四十七号を同条第百五十七号とし、同条第百三十八号から第百四十六号までを十号ずつ繰り下げ、同条第百三十七号を同条第百四十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

百四十七　平成二十四年旧措置法第六十八条の十六第一項の規定（同項の表の第一号に係る部分に限る。）　同号の中欄に掲げる減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

第二条第百三十六号を同条第百四十五号とし、同条第百三十五号を同条第百四十四号とし、同条第百三十四号中「措置法」を「平成二十四年旧措置法」に改め、同号を同条第百四十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

百四十三　平成二十四年改正法附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十四年旧措置法（以下この号において「平成二十四年旧効力措置法」という。）第六十八条の十四第一項から第三項までの規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　平成二十四年旧効力措置法第六十八条の十四第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

ロ　平成二十四年旧効力措置法第六十八条の十四第二項又は第三項の規定　これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除される金額（平成二十四年改正法附則第三十四条の規定により読み替えられた措置法第六十八条の十五の三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

第二条第百三十三号中「措置法」を「平成二十四年旧措置法」に改め、同号を同条第百四十号とし、同号の次に次の一号を加える。

百四十一　措置法第六十八条の十三第一項又は第二項の規定　これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同条第一項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除される金額（措置法第六十八条の十五の三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

第二条第百三十二号を同条第百三十九号とし、同条第百三十一号中「措置法」を「平成二十四年旧措置法」に改め、同号を同条第百三十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十八　措置法第六十八条の十一第一項から第三項までの規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第六十八条の十一第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第六十八条の十一第二項又は第三項の規定　これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除される金額（措置法第六十八条の十五の三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

第二条第百三十号中「措置法」を「平成二十四年旧措置法」に改め、同号を同条第百二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十六　措置法第六十八条の十第一項から第三項までの規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第六十八条の十第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第六十八条の十第二項又は第三項の規定　これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除される金額（措置法第六十八条の十五の三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

第二条第百二十九号を同条第百二十四号とし、同条第百二十一号から第百二十八号までを五号ずつ繰り下げ、同条第百二十号を削り、同条第百十九号を同条第百二十五号とし、同条第百十八号を同条第百二十三号とし、同条第百十七号を削り、同条第百十六号を同条第百二十二号とし、同条第百十五号を同条第百二十一号とし、同条第百十四号を削り、同条第百十三号を同条第百二十号とし、同条第百九号から第百十二号までを八号ずつ繰り下げ、同条第百八号を削り、同条第百七号を同条第百十二号とし、同条第百四号から第百六号までを九号ずつ繰り下げ、同条第百二号及び第百三号を削り、同条第百一号を同条第百十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十二　特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条の十一の二第一項の規定　同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人である法人の法人税法第三十七条第五項の規定によりその収益事業（同法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。次号イにおいて同じ。）に係る寄附金の額とみなされた金額

第二条第百号を同条第百十号とし、同条第八十九号から第九十九号までを十号ずつ繰り下げ、同条第八十八号中「措置法」を「平成二十四年旧措置法」に、「規定　同条」を「規定（平成二十四年旧措置法第六十五条の七第一項の表の第九号に係る部分に限る。）　平成二十四年旧措置法第六十五条の九」に改め、同号を同条第九十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十八　措置法第六十五条の九の規定　同条に規定する交換をした場合における措置法第六十五条の七又は第六十五条の八の規定により損金の額に算入される金額

第二条第八十七号を同条第九十六号とし、同条第八十六号中「措置法」を「平成二十四年旧措置法」に、「規定　同条第一項」を「規定（平成二十四年旧措置法第六十五条の七第一項の表の第九号に係る部分に限る。）　平成二十四年旧措置法第六十五条の八第一項」に改め、同号を同条第九十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十五　措置法第六十五条の八第一項、第二項、第七項又は第八項の規定　同条第一項若しくは第二項の規定により損金の額に算入される金額、同条第七項において準用する措置法第六十五条の七第一項の規定により損金の額に算入される金額又は措置法第六十五条の八第八項において準用する措置法第六十五条の七第九項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第八十五号を同条第九十三号とし、同条第八十四号中「措置法」を「平成二十四年旧措置法」に、「規定　これら」を「規定（同条第一項の表の第九号に係る部分に限る。）　同条第一項又は第九項」に改め、同号を同条第九十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十二　措置法第六十五条の七第一項又は第九項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

第二条第八十三号中「平成二十三年旧措置法第六十五条の七第一項又は第九項の規定に」を「同条第一項又は第九項の規定に」に改め、同号を同条第九十号とし、同条第八十二号を同条第八十九号とし、同条第八十一号を同条第八十八号とし、同条第八十号中「措置法」を「平成二十四年旧措置法」に改め、同号を同条第八十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十七　措置法第六十五条の四第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第七十九号を同条第八十五号とし、同条第七十八号から第七十八号までを六号ずつ繰り下げ、同条第五十七号を同条第六十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十三　措置法第五十七条の七第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第五十六号を同条第六十一号とし、同条第三十九号から第五十五号までを五号ずつ繰り下げ、同条第三十八号中「第四十六条の四第一項」を「第四十六条の三第一項」に改め、同号を同条第四十三号とし、同条第三十七号を同条第四十二号とし、同条第三十六号中「第四十六条の三第一項」を「第四十六条の二第一項」に改め、同号を同条第四十一号とし、同条第三十五号中「第四十六条の二第一項」を「第四十六条第一項」に改め、同号を同条第四十号とし、同条第三十四号中「第四十六条の二第一項又は第二項」を「第四十六条の二第二項」に、「これらの規定」を「同項」に改め、同号を同条第三十九号とし、同条第三十三号中「措置法」を「平成二十四年旧措置法」に改め、同号を同条第三十八号とし、同条第三十二号を同条第三十七号とし、同条第三十一号を同条第三十六号とし、同条第三十号中「措置法第四十五条第一項の規定」を「平成二十四年旧措置法第四十五条第一項の規定（同項の表の第二号及び第三号に係る部分に限る。）」に改め、同号イを削り、同号ロ中「措置法」を「平成二十四年旧措置法」に改め、同号ロとし、同号ハ中「措置法」を「平成二十四年旧措置法」に改め、同号ハとし、同号ニを削り、同号を同条第三十四号とし、同号の次に次の一号を加える。